

臨時的任用教員等採用候補者登録申込案内

秋田県教育委員会

令和9年度秋田県公立学校臨時的任用教員等《講師（臨時）、養護教諭（臨時）、栄養教諭（臨時）、実習助手（臨時）、寄宿舎指導員（臨時）、非常勤講師及び非常勤実習助手、栄養職員（臨時）、スペース・イオ学習指導員及びIT指導員》の採用候補者の登録受付を次のとおり行います。

1 募集校種、教科と申込資格

募集校種	職 名	校 種 、 教 科 等	申込資格（所有免許状等）
小 学 校 中 学 校	講師（臨時）	小学校	小学校教諭普通免許状
	非常勤講師	中学校の各教科	当該教科の中学校教諭普通免許状
	養護教諭（臨時）	小学校、中学校	養護教諭普通免許状
	栄養教諭（臨時）	小学校、中学校	栄養教諭普通免許状
	栄養職員（臨時）	小学校、中学校	栄養士
高等学校	講師（臨時）	高等学校の各教科	当該教科の高等学校教諭普通免許状
	非常勤講師	高等学校	養護教諭普通免許状
	養護教諭（臨時）	高等学校	養護教諭普通免許状
	栄養教諭（臨時）	高等学校	栄養教諭普通免許状
	実習助手（臨時） 非常勤実習助手	高等学校の理科、工業科、 農業科、水産科	平成20年4月1日以前に生まれた者
	栄養職員（臨時）	高等学校	栄養士
特別支援 学 校	講師（臨時） 非常勤講師	小学校、中学校	教員免許があり、学校での指導経験のある者が望ましい
		スペース・イオ 学習指導員 スペース・イオ IT指導員	
	講師（臨時） 非常勤講師	特別支援学校	小学校又は中学校、高等学校の教諭普通免許状（特別支援学校教諭普通免許状の有無を問いません）
		視覚支援学校	特別支援学校自立教科等免許状（理療）
	養護教諭（臨時）	特別支援学校	養護教諭普通免許状
	栄養教諭（臨時）	特別支援学校	栄養教諭普通免許状
	寄宿舎指導員（臨時）	特別支援学校	平成20年4月1日以前に生まれた者
	実習助手（臨時）	特別支援学校（理療科含む）	平成20年4月1日以前に生まれた者
	栄養職員（臨時）	特別支援学校	栄養士

（注）・学校教育法第9条（欠格事由）、地方公務員法第16条（欠格条項）及び令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しない者としします。

- ・所有免許状については、令和9年3月31日までに取得見込みの者も含まれます。
- ・予め1年以上の勤務を希望する者は、任期付職員として任用する場合があります。

詳しくは、「6 任期付職員について」を参照してください。

2 申込手続き

提出書類のうち、登録申込書は電子申請で受け付けます。秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」トップページの「分野から探す」→「子育て・教育」→「教育行政」→「試験・資格・採用」→「令和9年度秋田県公立学校臨時的任用教員等登録申込」を選択し、「5. 電子申請（インターネット）による申込」に記載の順に従い必要事項を入力してください。電子申請は下に示すURL又は二次元コードからも可能です。なお、電子申請に際しては、個人写真データの添付が必要となりますので、事前に準備してください。また、登録後に送信される申込完了通知メールを必ず確認してください。

※個人写真データは、脱帽・正面・上半身、無背景、6か月以内に撮影したものとします。画像ファイル形式はJPEG、PNG又はGIFとし、縦横比おおむね4：3とします。ファイル名を「氏名＋生年月日（西暦）＋個人写真」としてください（例：2004年4月2日生まれの場合「秋田太郎20040402個人写真」）。

志願校種	U R L	二次元コード
市町村立 小学校 中学校	https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure-alias/R9-gimukoushi	
県立 市立 高等学校	https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure-alias/R9-koukougoushi	
県立 特別支援 学校	https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure-alias/R9-tokushikoushi	

志 願 者 の 区 分				提出書類及び提出方法
ア	秋田県公立学校教諭・臨時的任用教員等の職歴がある者			①登録申込書 電子申請 ※1
イ	秋田県公立学校教諭・臨時的任用教員等の職歴がない者	令和9年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の受験状況	第二次選考試験を受験した者	上の①のほか ②教員免許状の写し ※2
			上記以外の者	上の①・②のほか ③卒業・修了（見込み）証明書 ※3 ④志望理由書 ※4

※1 やむを得ない場合は、郵送による申込みも受け付けます。様式は「美の国あきたネット」の「令和9年度秋田県公立学校臨時的任用教員等登録申込」のページからダウンロードしてください。

※2 免許状が失効している者は再授与申請手続を行い、有効期限のない免許状の授与を受けてください。有効期限の満了の日が令和4年6月30日以前の免許状は失効しています。有効期限については、「新免許状」もしくは「有効期間更新証明書」で確認してください。教員免許状を取得見込みの者は、在籍している学校から「教員免許状取得見込証明書」を発行してもらい、提出してください。その上で、取得後、令和9年3月31日までに教員免許状の写しを提出してください。免許状が確認できない場合は、採用できません。

※3 大学、短期大学を卒業せずに教員免許状を取得したこと等により、卒業証明書の提出ができない場合は、志願する校種の担当課に直接問い合わせてください。

※4 字 数：400字程度（A4判用紙を使用。様式自由）

3 申込書類の受付期間及び提出先

- (1) 受付期間 令和8年8月18日(火)～11月20日(金)〈第一次締切〉※その後も随時受け付けます。
- (2) 提出先 〒010-8580 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県教育庁(次の各課)
- ア) 市町村立小学校、中学校の各職を志願する者 義務教育課 (電話:018-860-5145)
- イ) 県立・市立高等学校の各職を志願する者 高校教育課 (電話:018-860-5164)
- ウ) 県立特別支援学校の各職を志願する者 特別支援教育課 (電話:018-860-5133)
- ※ 校種の重複申込みはできません。上記ア)～ウ)のいずれかに申し込んでください。
- ※ 郵送の場合、封筒の表に「臨時的任用教員等採用候補者登録申込」と朱書きしてください。

4 登録、面接、採用等

- (1) 申込書類を受理した者については、令和9年度秋田県公立学校臨時的任用教員等採用候補者名簿に登録します。ただし、秋田県公立学校の教諭又は臨時的任用教員等の職歴がない者については、令和9年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の第二次選考試験を受験した者を除き、名簿に登録した後、令和9年1月上旬までの間に面接(第1回)を行いますので、できるだけ第一次締切までに申込みをしてください。面接日程等は、後日連絡します。
- ※秋田県公立学校の教諭又は臨時的任用教員等の職歴がある者でも、校種が異なる場合は面接を行います。
- (2) 申込書類等のほか、秋田県公立学校臨時的任用教員等として勤務した経験のある者については、勤務実績等により、採用を決定します。秋田県公立学校の教諭又は臨時的任用教員等の職歴がない者については、面接(第2回)を行った上で、採用を決定します。面接日程等は、後日連絡します。
- (3) 採用及び配置先が決定した者のうち、秋田県公立学校の教諭又は臨時的任用教員等の職歴がない者については、事前研修を行います。研修日程等は、後日連絡します。
- (4) 採用は、必要が生じた場合に行い、配置先は原則として県内全域を対象とします。また、志願以外の職名、校種に採用することもあります。
- (5) 登録の有効期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとします。
- (6) 登録後に、就職等の事由で辞退する場合、あるいは登録内容に変更がある場合は、3(2)の申込書類提出先に「辞退届」(様式自由)あるいは「登録内容変更届」(様式自由)を提出してください。
- (7) 採用時には、「健康診断書」及び「履歴書」の提出が必要となります。
- (8) 令和9年3月に大学等を卒業・修了予定の登録者は、採用時に改めて最終学校の「卒業証明書又は修了証明書」を提出してください。

5 給与等

- (1) 講師(臨時)、養護教諭(臨時)、栄養教諭(臨時)、実習助手(臨時)、寄宿舎指導員(臨時)、栄養職員(臨時)の給与は、一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例に準じて支給します。

採用時の給与の例

《県立高等学校講師(臨時)》	大学卒業者の初任給	約277,075円
《県立特別支援学校寄宿舎指導員(臨時)》	高等学校卒業者の初任給	約245,358円
(給与は、職歴等に応じて一定の基準により加算される場合もあります)		
【諸手当】	期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等	
【休暇等】	年次休暇、病気休暇、夏季休暇等	

- (2) 非常勤講師、非常勤実習助手には、経験による年数と担当授業時数等に応じて支給します。
- (3) 講師(臨時)、養護教諭(臨時)、栄養教諭(臨時)、実習助手(臨時)、寄宿舎指導員(臨時)、栄養職員(臨時)への任用が決まった方には、赴任に際しての転居費・交通費が支給されます。詳細は別添「転居にかかる費用について」を参照してください。

6 任期付職員について

(1) 概要

育児休業又は配偶者同行休業を取得しようとする（休業期間が明確である）教員等の代替職員として勤務していただきます。任期は原則として1年以上となります。

- ・任期付職員を希望する方でも、任期付職員の採用枠がない場合には、講師（臨時）等として任用となることがあります。
- ・任期付職員を希望しない方は、登録申込書の「任期付職員を希望しない」欄にチェックを入れてください。

(2) 任期

代替の対象となる職員の休業期間を限度とします。

(3) 勤務条件、給与等

勤務時間等の勤務条件については、講師（臨時）等と同様の扱いになります。給与については、別途規定により支給します。

7 注意事項

提出書類はいっさい返却しません。申込書類不備の場合、担当課より連絡します。

8 問合せ・連絡先

3（2）の申込書類提出先と同じです。

<登録申込から採用まで>

秋田県公立学校の教諭又は臨時的任用教員等の職歴がない場合

登録の申込



名簿への登録



面接(第1回)

……………登録後（令和9年1月上旬まで）



*ただし、令和9年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の第二次選考試験を受験した者を除く

面接(第2回)

……………採用時（3月中～下旬）



採用及び配置先の決定



事前研修

……………配置先決定後（3月下旬）



臨時的任用教員等として採用 …配置先での勤務開始（4月）